

入札公告（設計・コンサルティング業務）

（再度公告）

次のとおり一般競争入札に付します。

本入札は、平成 29 年 7 月 14 日に入札公告した「国立代々木競技場耐震改修工事監理業務」の再度公告入札です。前回入札に参加しなかった者も、今回の入札に参加できます。

なお、入札公告期間及び受付期間等を前回より短縮しているため留意してください。

平成 29 年 8 月 2 日

独立行政法人日本スポーツ振興センター
契約担当役 理事長 大東 和美

1 業務概要

- (1) 業務名
国立代々木競技場耐震改修工事監理業務(再度公告)
- (2) 業務場所
東京都渋谷区神南二丁目 1 番 1 号
- (3) 業務内容
国立代々木競技場耐震改修工事における工事監理業務を行うものである。
- (4) 業務期間
契約締結日の翌日から平成 31 年 7 月 31 日まで。
- (5) 本業務は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加確認資料（以下「資料」という。）及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たす単体資格者（以下「単体」という。）又は次に掲げる条件を全て満たしている 2 者以上により構成される共同体であること。また、共同体にあつては、開札までに共同体設立の協定書を締結していること。

- (1) 独立行政法人日本スポーツ振興センター契約事務取扱規程（平成 15 年度規程第 49 号）第 2 条及び第 3 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同第 2 条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成 13 年 1 月 6 日文部科学大臣決定）第 3 章第 32 条で定める競争参加資格について、平成 29・30 年度の設計・コンサルティング業務のうち「建築関係設計・施工管理業務」の認定を受けている者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て

がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）であること。

- (3) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（上記 2(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成 18 年 1 月 20 日付 17 文科施第 346 号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を受けていないこと。また、「独立行政法人日本スポーツ振興センター競争参加者の資格等に関する細則」（平成 15 年度細則第 35 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 平成 9 年度以降に元請として業務完了した、以下の要件を満たす同種の工事監理業務又は実施設計業務の実績を有すること（共同体の構成員としての実績は、出資比率 20%以上の者に限る。）。

①単体又は共同体の代表者

体育施設又はスポーツ施設で、その用途に供する部分の 1 棟の床面積の合計（増築の場合は、単体の当該増築部分の床面積に限る。）が 15,000 m²以上であること。

②共同体の代表者以外の構成員

体育施設又はスポーツ施設で、その用途に供する部分の 1 棟の床面積の合計（増築の場合は、単体の当該増築部分の床面積に限る。）が 7,500 m²以上であること。

- (6) 次に掲げる基準を満たす配置予定技術者（管理技術者、担当主任技術者（建築）、担当主任技術者（構造）、担当主任技術者（電気）、担当主任技術者（機械））を当該業務に配置できること。ただし、配置予定の管理技術者及び担当主任技術者は、既発注の「国立代々木競技場耐震改修工事实施設計業務」において管理技術者及び担当主任技術者として従事している者を配置できない。

なお、担当主任技術者は建築、構造、電気設備及び機械設備の部門毎に各 1 名ずつ選定し、配置すること。

【管理技術者】

①建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士の資格を有すること。

②平成 9 年度以降に元請として業務完了した次の要件を満たす工事監理業務又は実施設計業務の経験を有すること。

・単体又は共同体の代表者

1 棟の床面積の合計（増築の場合は、単体の当該増築部分の床面積の合計に限る。）が 15,000 m²以上

であること。

③共同体により業務を実施する場合には、代表者が管理技術者を配置すること。

【担当主任技術者（建築・構造）】

①建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有すること。

②工事監理業務又は設計業務の実務経験が5年以上の者であること。

【担当主任技術者（電気）】

①建築設備士、設備設計一級建築士又は1級電気工事施工管理技士の資格を有すること。

②工事監理業務又は設計業務の実務経験が5年以上の者であること。

【担当主任技術者（機械）】

①建築設備士、設備設計一級建築士又は1級管工事施工管理技士の資格を有すること。

②工事監理業務又は設計業務の実務経験が5年以上の者であること。

(7) 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(8) 当該工事に係る発注者支援業務の受託者、当該工事の受注者又は当該受託者及び受注者と資本若しくは人事面において一定の関連がある者でないこと。

(9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照）。

(10) 東京都、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、神奈川県又は山梨県内に本店、支店又は営業所が存在すること。

(11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(12) 入札説明書の交付を受けた者であること。

3 入札手続等

(1) 担当部署

独立行政法人日本スポーツ振興センター
財務部調達管財課
〒107-0061

東京都新宿港区北青山二丁目8番35号
電話 03-5410-9140

受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで

(2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

本公告の日から平成29年8月21日12時00分まで上記3(1)の場所にて交付する。入札説明書の交付に当たっては無料とする。図面の交付に当たっては、平成29、30年度の文部科学省における設計・コンサルティ

ング業務に係る一般競争参加者の資格を有する者のみに配付する。入手希望者は、一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の写し等を提示すること。

(3) 申請書及び資料の提出期限、提出場所及び提出方法
平成29年8月21日12時00分までに電子入札システムにより提出すること。なお、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参又は郵送（必着とする。）すること。ただし、発注者により紙入札の承諾を得た場合は上記3(1)に持参又は郵送（必着とする。）すること。

① 入札説明書等に対する質問書の提出期限
平成29年8月30日12時00分

② ①の質問に対する回答期間
回答の作成が終了した後、上記3(1)において随時閲覧に供する。

なお、最終日に提出された質問の回答は、平成29年9月1日から閲覧を開始し、平成29年9月6日まで行う。

(4) 入札、開札の日時、場所及び入札書の提出方法

入札書は、平成29年9月4日から平成29年9月6日12時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者により紙入札の承諾を得た場合は上記3(1)に持参すること（郵送による提出は認めない。）。

開札は、平成29年9月7日10時00分 独立行政法人日本スポーツ振興センター本部事務所A-1会議室において行う。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金
免除。

(3) 契約保証金
納付。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者による入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否
要。

(7) 入札説明会、現場確認の実施の有無
無。

- (8) 関連情報を入手するための照会窓口
上記3(1)に同じ。
- (9) 上記2(2)に掲げる一般競争資格を有していない者も申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (10) 詳細は入札説明書による。